



平成 21 年 5 月 27 日

各 位

会社名 株式会社ヤマシナ
代表者名 代表取締役社長 堀 直 樹
(コード番号：5955 大証第 2 部)
問合せ先 取締役(管理本部担当) 川瀬 晴 夫
TEL 075(591)2131

定款の一部変更に関するお知らせ

本日開催の当社取締役会において、本年 6 月 25 日開催予定の第 134 期定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたのでお知らせ致します。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、同法の施行日をもって当社は株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定及び株券喪失登録簿に関する規定についても削除するものであります(現行定款第 7 条、第 8 条第 2 項、第 11 条第 3 項)。ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成し備え置くこととされておりますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。
- (2) 決済合理化法附則第 2 条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります(現行定款第 9 条、第 11 条第 3 項)。
- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更ならびに字句の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<u>(株券の発行)</u> 第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。	[削除]
(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第 8 条 [条文省略] ② 当社は、 <u>第 7 条の規定にかかわらず単元株式に係る株券に係る株券については、株式取扱規程に定める場合を除き、発行しない。</u>	(単元株式数) 第 7 条 [現行どおり] [削除]

現行定款	変更案
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式について、つぎに掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. [条文省略] 2. [条文省略] 3. [条文省略] <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 [条文省略]</p> <ol style="list-style-type: none"> ② [条文省略] ③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 <p>第12条 く [条文省略]</p> <p>第45条 [新設]</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、つぎに掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. [現行どおり] 2. [現行どおり] 3. [現行どおり] <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 [現行どおり]</p> <ol style="list-style-type: none"> ② [現行どおり] ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 <p>第11条 く [現行どおり]</p> <p>第44条</p> <p>(附則)</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</p>

3. 変更の日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月25日(木曜日)
- (2) 定款変更の効力発生日 平成21年6月25日(木曜日)

以上